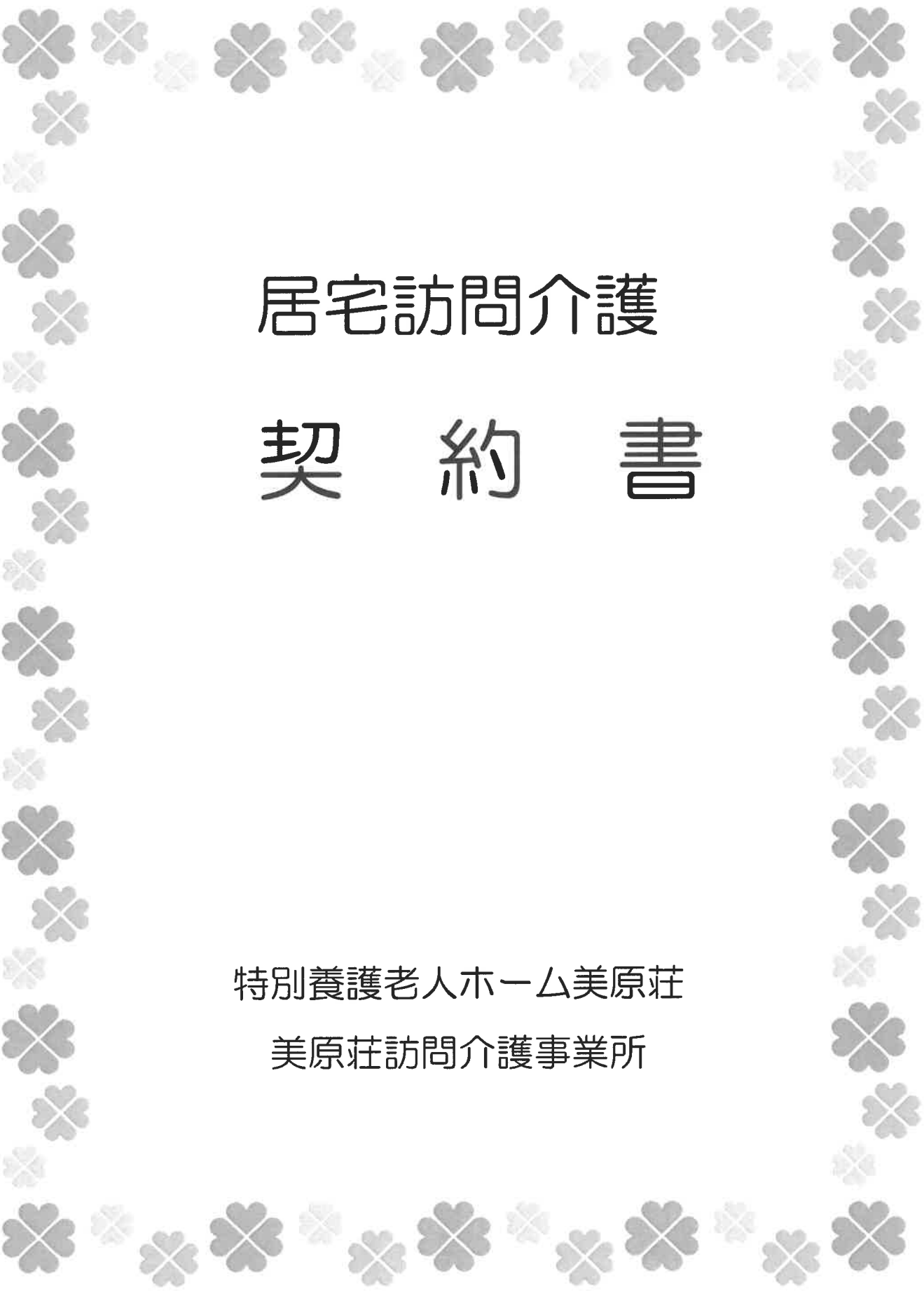




居宅訪問介護 契 約 書

特別養護老人ホーム美原荘
美原荘訪問介護事業所

きょたくかいごさーびすりようけいやくしょ 居 宅 介 護 サービス利用 契 約 書

_____ (いか りようしゃ
以下「利用者」という。)と しゃかいふくしほうじんおおさかふしゃかい
福祉事業団 みはらそうほうもんかいごじぎょうしょ いか じぎょうしゃ
福祉事業団 美原荘訪問介護事業所 (以下「事業者」という。)は、利用者
が事業者から ていきょう 提供される きょたくかいごさーびす う、それに対する利用
りようきん しはら 料金を支払うことについて、つぎ のとおり けいやく いか、ほんけいやく
締結 (以下、「本契約」という。)を
ていけつ 締結します。

だい じょう もくてき 第 1 条 (目的)

ほんけいやく は、りようしゃ きょたく じりつ にちじょうせいかつまた、しゃかいせいかつ
本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を
いとな んでいくことができるよう、事業者が利用者に対して必要な しょうがいしゃじりつ
障害者自立
しえんほう もとづく きょたくかいご てきせつ ていきょう こと さだ
支援法に基づく居宅介護を適切に提供することを定めます。

だい じょう きかん 第 2 条 (期間)

ほんけいやく ゆうこうきかん けいやくていけつ ひ けいやくしゃ しきゅうけつていきかん
本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の支給決定期間の
まんりようび 満了日までとします。
ただ し、けいやく きかんまんりよう かまえ けいやくしゃ ぶんしょ けいやく
但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約
しゅうりょう もう い ばあい ほんけいやく さら おな しょうけん こうしん
終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるも
のとし、いご どうよう
のとし、以後も同様とします。

だい じょう きょたくかいごけいかくおよ けいやくしきゅうりょう 第 3 条 (居宅介護計画及び契約支給量)

1 じぎょうしゃ りようしゃ じゅきゅうしゃしょう きさい きょたくかいご しきゅうりょう
事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を
ふ ぎ 踏まえ、りようしゃ かだい いこう はあく けあかいぎ ひら りようしゃ きょたくかいご
利用者との課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護

けいかく さくせい けいかく じぎょうしゃ りようしゃ せつめい どうい え
計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得た
うで さくせい うつ りようしゃ こうふ りようしゃ
作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも
きょたくかいごけいかく せつめい もと いげん の へんこう もと
居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めるこ
とができます。

- 2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、
りようしゃ じゅきゅうしゃしょう きさい
利用者の受給者証に記載します。
- 3 りようしゃ じゅきゅうしゃあかしきさいじこう へんこう ばあい すみ じ
利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事
業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて
じゅきゅうしゃしょう ないよう かくにん
受給者証の内容を確認させるものとします。

だい じゅう さーびすないよう 第4条（サービス内容）

じぎょうしゃ しきめいれい きょたくかいごじゅうぎょうしゃ いか
事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者（以下、
「ホームヘルパー」という。）をりようしゃ きょたくとう ほうもん にゅうよく はい およ
利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及
びしょくじとう かいご ちょうり せんたくおよ そうじとう かじなら せいかつとう かん
食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する
そうだんおよ じょげん ぜんじょう さだ きょたくかいごけいかく
相談及び助言などのうちから前条に定める居宅介護計画にもとづいて
てきせつ さーびす ていきょう
適切にサービスを提供します。

だい じゅう りようしゃふたんがく じつひふたんがく 第5条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 りようしゃ ぜんじょう さだ さーびす たい じゅうようじこうせつめいしょ さだ
利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める
しよてい りようしゃふたんがくおよ さーびすりよう じつひふたんがく じぎょうしゃ
所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に
しはら しょうがいしゃじりつしえんほう もと かいごきゅうふひ じぎょうしゃ
支払います。障害者自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が
しちょうそん だいり じゅりょう
市町村から代理して受領します。
- 2 ぜんこう りようしゃふたんがくおよ じつひふたんがく かげつ けいさん りようしゃ
前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者は
これをよくつき にち しはら
これを翌月22日までに支払います。

だい じょう りよう ちゅうし へんこう ついか
第 6 条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 りようしゃ りようきじつまえ きょたくかいごさーびす りよう ちゅうしまた へんこう、
もしくはあら さーびす りよう けいやくしきゅうりよう はんいない ついか
きます。この場合にはサービスの実施日の前 日までに事業者 に申し出るもの
とします。
- 2 りようしゃ りようきひ りよう ちゅうし もう で ばあい、じゅうようじこうせつめいしょに
さだめ りようしゃ たいちようふりようとう じぎようしゃ しはら ばあい
し、利用者の体 調 不良等 やむをえない事由がある場合は、取 消 料 はい
ただきません。
- 3 じぎようしゃ だい こう もと りようしゃ さーびすりよう へんこう ついか もう し
で たい とうがいりようきぼうび りようじょうきようとう りようしゃ きぼう きかん
にサービスの 提 供 ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して
きようぎ 協議するほか、さーびす ていきよう ばあい た りようかのうにちじ りようしゃ ていじ
協 議するほか、サービス 提 供 可能な事業所の紹 介 などを 行 います。

だい じょう じぎようしゃ きほんてきぎむ
第 7 条 (事業者の基本的義務)

- 1 じぎようしゃ りようしゃ たい きょたく じりつ にちじょうせいかつまた、しゃかい
せいかつ いとな ひつよう さーびす てきせつ おこな
生活を 営 むことができるよう、必要なサービスを適切に 行 います。
- 2 じぎようしゃ りようしゃ いし じんかく そんちよう りようしゃ たちば
サービスを 提 供 します。

だい じょう じぎようしゃ ぐたいてきぎむ
第 8 条 (事業者の具体的義務)

- 1 (安全配慮義務) あんぜんはいりよぎむ じぎようしゃ さーびす ていきよう りようしゃ せいめい、
しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 (説明義務) せつめいぎむ じぎようしゃ ほんけいやく もと ないよう りようしゃ しつもん
事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質 問

とう たい てきせつ せつめい
等に対して適切に説明します。

3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを
提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由があ
る場合を除き第三者に開示することはありません。

4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は
身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他
利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、
サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週
月曜日～金曜日9時～17時45分)に自分の記録を見ることができますし、実費を
負担してコピーすることができます。

第9条 (事故と損害賠償)

- 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに
市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められ
る事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を
賠償します。

第10条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 利用者が死亡した場合
- 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由に

より事業所を閉鎖した場合

三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の
手続きがとられた場合は除く）

第11条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。

この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者
に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由があ
る場合には即時に解約することができます。

第12条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為

を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める

居宅介護サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に

違反した場合

三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはそ

の家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、

本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

だい じょう じぎょうしゃ けいやくかいじょ 第 1 3 条 (事業 者 からの 契 約 解 除)

じぎょうしゃ は、りようしゃ いか じこう がいとう ばあい ほんけいやく かいじょ
事業 者は、利用 者が以下の事項に該 当する場合には本 契 約を解 除するこ
とができます。

- 一 りようしゃ しはらいのうりよく だい じょう さだ きーびすりよう
利用 者に支 払 能 力 があるにもかかわらず第 5 条に定めるサービス利用
りょうきん しはら かげつじょうちえん そうとうきかん さだ さいこく
料 金 の支 払いが3か月 以 上 遅延し、相 当 期 間 を 定 め た 催 告 にもかかわ
らず故意に支 払 わない場合
- 二 りようしゃ こいまた しげだい かしつ じぎょうしゃ きーびすじゅうじしゃ
利用 者が、故意又は重 大 な過失により事 業 者 もしくはサービ 従 事 者 の
せいめい しんたい ざいぶつ しんよう きず
生 命 ・身 体 ・財 物 ・信 用 を 傷 つ け る こ と な ど に よ っ て 、 本 契 約 を 継 続
しがたい重 大 な事 情 を 生 じさせ、その 状 況 の改 善 が見込めない場合
- 三 りようしゃ きーびすじしちいきがい てんきよ ばあい
利用 者がサービ 実施 地 域 外 に 転 居 した 場合
- 四 じぎょうしゃ けいやくしゃ けいやくしゃ かぞく こい ほうれいはん ほうもん
事業 者は、契 約 者 や契 約 者 の家 族 が故意による法 令 違 反 や、訪 問
かいごいん へるぱー など しょくいん じぎょうしょ たいするぼうげん ぼうこう いやがらせ
介 護 員 (ヘルパー) 等 の 職 員 や事 業 所 に対 する暴 言 、暴 行 、嫌 がらせ、
ひぼうちゅうしょう ばわはら せくはらなどの めいわくこうい しゃしん どうがさつえいとう
誹 謗 中 傷 、パワハラ、セクハラなどの迷 惑 行 為 、写 真 や動 画 撮 影 等 、
いちじるしくじょうしき いっだつ こうい じぎょうしゃ もうしいれ
著 しく 常 識 を逸 脱 する行 為 をなし、事 業 者 の申 入 れにもかかわらず、
かいぜん みこみ だい1じょう さだめる ほうもんかいごきーびすりようけいやく
改 善 の見込みがなく、第 1 条 に 定 め る こ の 訪 問 介 護 サービ 利 用 契 約 の
もくてき たっ ふかのう とき 10にちいじょう よこくきかん
目 的 を 達 する こ と が 不 可 能 と な っ た 時 に は 、 10 日 以 上 の 予 告 期 間 を も っ て 、
この契 約 を 解 除 する こ と が 出 来 ます。
- 五 じぎょうしゃ ぜんこう かいじょ さいして こうにん じぎょうしょ しょうかい つとめます
事業 者は、前 項 の 解 除 に際して、後 任 の事 業 所 の紹 介 に努めます。

だい じょう くじょうかいけつ 第 1 4 条 (苦 情 解 決)

- 1 りようしゃ ほんけいやく もと きーびす かん じゅうようじこう
利用 者は、本 契 約 に基 づくサービ 利 用 契 約 に 関 して、い つ で も 重 要 事 項
せつめいしょ きさい くじょううけつけまどぐち くじょう もう た
説 明 書 に記 載 され ている 苦 情 受 付 窓 口 に 苦 情 を 申 し 立 て る こ と が 可 能

ます。

- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

所在地

みのおしはくしまさんちようめ ほん ごう
箕面市白島三丁目5番50号

代表者氏名

りじちよう ゆき まつ ひで あき
理事長 行 松 英 明

とくべつようごろうじんほーむみはらそう
特別養護老人ホーム美原荘

そうちよう み たに しん じ ろう
荘 長 三 谷 伸 次 郎

㊞

- この契約に定める居宅介護サービスを担当する事業所に関する記載

事業所名

美原荘訪問介護事業所

事業所所在地

大阪府堺市美原区平尾595-1

事業所責任者

管理者兼サービス提供責任者 吉田 健二

印

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

委任状

私儀、特別養護老人ホーム美原荘 荘 長 三 谷 伸 次 郎 をもって代理人と定め、
下表に掲げる事業所における、契約、障害福祉サービス報酬・利用料の請求及び受領その他これ
に付随する事務に関する一切の権限を委任します。

平成 31 年 4 月 1 日

所在地 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号
法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者 理 事 長 行 松 英 明

事業所名	事業所番号	事業の区分
美原荘訪問介護事業所	2716600032	居宅介護 重度訪問介護

使用印鑑

